

令和3年7月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和3年7月28日(水) 開会 17時36分
閉会 18時15分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二
福島 知克 教育委員(教育長職務代理者)
山本 隆正 教育委員
川崎 栄一 教育委員
新谷 なをみ 教育委員
議事録署名委員 新谷 なをみ 教育委員

教育部 柏木 正義 教育部長
稲尾 隆 教育部次長
奥 茂夫 教育政策課長
北村 俊雄 学校教育課長
古本 昭彦 社会教育課長
釘宮 誠治 教育政策課課長補佐兼教育政策係長

傍聴人 0名

議事日程 第1 議事録署名委員の指名について
第2 別府市外国語指導助手就業規則の全部改正について【議第33号】
第3 別府市費負担職員人事原案について【議第34号】※非公開
第4 別府市教育委員会指定管理候補者選定委員会委員の委嘱について【議第35号】
第5 令和4年度使用別府市立学校教科用図書の採択について【議第36号】※非公開
第6 別府市社会教育関係団体の認定について【議第37号】

報告事項 (1) 別府市社会教育委員の退任について【報告第11号】

その他 (1) 8月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和3年7月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は新谷委員にお願いいたします。

本日の議事のうち、議事日程第3、議第34号 別府市費負担職員人事原案についてと、議事日程第5、議第36号 令和4年度使用別府市立学校教科用図書採択につきましては、別府市教育委員会会議規則第6条第1項の規定により非公開とすることを提案いたします。

お諮りいたします。この案件を非公開とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。出席者の3分の2以上でございますので、これを非公開といたします。また、これにより審査順序を入れ替えたいと思います。議事日程第3、議第34号 別府市費負担職員人事原案について、並びに議事日程第5、議第36号 令和4年度使用別府市立学校教科用図書採択につきましてはの審議を最後に行いたいと思います。

◎ 別府市外国語指導助手就業規則の全部改正について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第2、議第33号 別府市外国語指導助手就業規則の全部改正についての説明をお願いいたします。

学校教育課長 それでは1ページをお開きください。議第33号につきましては、規定により議決を求めるものであります。

別府市では、地方自治体が、総務省、外務省及び文部科学省の協力のもとに実施している語学指導等を行う外国青年招致事業、英語名JETプログラムにより、ALTを任用しております。このALTの身分が、特別職非常勤公務員から会計年度任用職員に移行することに伴い、規則を改正するものでございます。なお、ALTの勤務条件につきましては、JETプログラムが一括して募集選考するプロジェクトであるという性質を持つことから、基本的な勤務条件については、モデルとなる任用規則案がすべての市町村に通知され、各市町村がその案を参考に任用規則を作成することになっております。

議案書の3ページから16ページまでが改正した任用規則、そして17ページからが改正前のものになります。改正されている箇所が非常に多いので、2ページに主な改正点をまとめております。大きく6つございます。1点目は規則名を「就業規則」から「任用規則」に変更したこと。2点目は任

期を前半任期の任用始期から3月31日までと、後半任期の4月1日から任用終期まで、この2つの期間に分けております。ALTを任用するのが例年7月8月になっております。そこから次の年の7月8月までが1年間の任期となっておりますので、これが会計年度をまたぐのようになっております。3点目が報酬支給日の変更です。これは別府市の会計年度任用職員の支給日に合わせて変更されています。4点目は特別休暇について、子の看護休暇や父母、配偶者の介護のための休暇、そういったものが追加されたことについての変更。5点目は育児休暇の追加。6点目は、人事評価に関することや政治的行為の制限等、こういったものが追加されております。

以上のように改正したいと考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長よりご説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員 現在、市が任用しているALTは何人ですか。

学校教育課長 全部で6名配置するための予算を用意しております。ただ、昨年度の夏に2名帰国して、新たに2名を招致する予定でしたが、コロナの関係でまだ招致しておりません。今年度も今月と9月に2名が帰国することになっております。この2名についても新たに2名を招致することになっておりますが、コロナの関係でいつになるのかまだはっきりしておりませんので、9月以降は2名ということになります。

新谷委員 ALTは学校にとって非常に貴重な存在で、特に小学校では3年生から外国語活動が入っていて、6名いれば全部の小中学校にまんべんなく回れるのかなと思っていたのですが、今4名で、9月からもしかすると2名になるかもしれないということですね。

学校教育課長 このJETプログラムのほうには全部で6名になるように派遣をお願いしております。来日が叶うようになれば6名の配置を目指します。

寺岡教育長 6名分の予算は取れているということですね。その他はございませんでしょうか。

山本委員 任期ですけど、先程7月8月という話で、規則の中に夏休みやお盆という項目がありましたのですが、その間は雇っている状態ですか、雇っていない状態ですか。

学校教育課長 夏季休業中も任用しております。学校の授業はないのですが、例年9月に行われる英語弁論大会などの指導を各学校で行う等、そういった活動をしています。

山本委員 ということは、始まりは7月8月ということですが、通年にわたって採用しているという解釈でよろしいですね。それと、外国人ですから、在留期

間と任用年数の絡みというのは5年ということによろしいですか。

学校教育課長 このJETプログラムによるALTの任期ですが、基本的には1年ごとの更新になります。原則として3年、特に優秀と認められる者については最長5年と定められております。

山本委員 その他にビザの関係とか、そういうことがあるのですか。

学校教育課長 教育に携わるものということで、滞在が認められる形になっております。その考えでいくと、JETプログラムのルール自体が、できるだけ多くの外国青年に機会を与えるということで原則3年最長5年ということになっております。

山本委員 先程の話では、6人いたのが、コロナの影響で次回も2人帰って残りが2人になるというときに、例えば今度帰国する方にあと1年やってもらうとか、そういうような選択肢というのはないのですか。

学校教育課長 今度帰国する2名はまだ5年になっていませんので、本人が希望すればまだ続けて任用することができるのですが、今回は本人の希望により帰国することになっております。

川崎委員 コロナの影響で、だんだんと帰国されれば2名に減ってしまうということですけど、例えば今時、要はオンラインとかそういう形でやっていくというような、そんな考え方というのはないのですか。

学校教育課長 ALTについては直接学校に配置するというのですが、それとは別に、昨年度もグローバル人材育成事業という別の事業で、APUの学生とオンラインで交流をするといったことも行っております。

寺岡教育長 川崎委員が言われたように、これからはオンラインというものがかなり必要になってくると思いますね。

山本委員 日本国内にも結構外国人の方が居住していると思うのですが、そういう人もこの事業に応募できるのですか。それとも、これはあくまでも海外から来た人ということですか。

学校教育課長 基本的には世界各地でALTの募集が行われて、選考試験があるわけですが、過去に日本に来ているALTが試験を受けて任用されたというケースもございます。

山本委員 基本は海外で選考試験を受けた方が日本に来るというシステムなのですね。

寺岡教育長 JETプログラムではなく、市町村が独自に雇っているところもあります。

新谷委員 杵築市がそうですね。杵築市はずっと長くいた方が大変優秀で、私も授業

を見たのですが教材をたくさん作るのもすごく優秀な方で、その方は JET プログラムで 5 年終わった後に杵築市の臨時職員という形で 3 年か 4 年になります。だから、ここに人事評価のこともありますが、今は人数が足りないからとにかく来てもらいたいんですけども、優秀な ALT でまだ残りたいという方を、杵築市のように市が例えば 1 年とか 2 年とか雇用してもいいのかなと私は思ったんです。やっぱり自分でどんどん教材を作ってくれる ALT もいます。全然そういうことをしない方もいますが、優秀な ALT は、希望があれば残ってしてもらえるといいなと思ったんですね。

学校教育課長 参考にさせていただきます。

寺岡教育長 JET プログラムは交付税措置が入っているので、予算がどこまで入っているかが分からなくて、市町村もなかなか踏み切れないところがあって、ひとつの問題ではあります。私立などは独自で雇っている学校もありますね。その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 33 号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 33 号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市教育委員会指定管理候補者選定委員会委員の委嘱について

寺岡教育長 次に議事日程第 4、議第 35 号 別府市教育委員会指定管理候補者選定委員会委員の委嘱についての説明をお願いいたします。

社会教育課長 それでは 29 ページをご覧ください。議第 35 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

30 ページをご覧ください。対象施設といたしましては、現在指定管理者制度を導入しております別府市コミュニティーセンター、こちらは翔青高校正門前にある施設でございます。指定管理期間は本年度末の令和 4 年 3 月 31 日までとなっております。今回は、同施設の来年度 4 月 1 日からの指定管理候補者の選定にあたり、別府市教育委員会指定管理候補者選定委員会設置要綱の規定により、委員を委嘱するものでございます。

まず有識者といたしまして、税理士法人大分総合会計事務所の蔵前達郎氏でございます。蔵前氏は、昭和 61 年に蔵前和巳税理士事務所を開設し、平成 15 年に現在の総合会計事務所を開設、平成 22 年に所長に就任されております。また、前回のコミュニティーセンターの指定管理候補者選定委員会において委員長を務めた方でございます。続きまして、現在別府市社会教育委員の会委員長を務めていただいております大鍛治光子氏、大分県薬剤師会検査センター微生物検査指導顧問の緒方喜久代氏でございます。緒方氏は、公衆浴場におけるレジオネラ症対策のための研究を

行っており、昨年度、衛生部門の立場で温泉課における指定管理候補者選定委員会の委員を務めた方でございます。共同温泉を有する同施設におきましても、衛生管理を重要なポイントであると考え、緒方氏を委嘱したいと考えております。なお、官公署関係2名は、設置要綱第3条の規定により教育部長及び教育政策課長の充て職となっております。以上5名を委員として委嘱したいと考えております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長よりご説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 これは何年に1回ですか。

社会教育課長 指定管理期間につきましては3年間になりますので、3年に1回の委嘱となります。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第35号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第35号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市社会教育関係団体の認定について

寺岡教育長 次に議事日程第6、議第37号 別府市社会教育関係団体の認定についての説明をお願いいたします。

社会教育課長 それでは32ページをご覧ください。議第37号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。
33ページをご覧ください。別府市社会教育関係団体につきましては、現在54団体が認定されておりますが、この度、1団体から認定申請がございました。この認定につきまして、別府市社会教育関係団体の認定に関する要綱第4条の規定に基づき、認定の可否を審査していただくものでございます。団体名は、華道家元池坊別府和み支部、代表者は恒松恵典、会員数は13名でございます。活動目的と活動概要は、議案に示しておりますとおり、華道家元池坊に継承するいけばなの研究と伝習に努め、華道の向上、発展及び更新の育成を図ることを目的とし、地区公民館での講座の実施、アレンジメント教室の開催などを通し、市民との交流を図る活動を行っております。第4条にございますように、去る7月13日に開催されました社会教育委員の会議において、認定に対する異論はございませんでした。今回認定された場合は、令和4年5月31日までとなります。以上でございます。

す。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長よりご説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございませうか。特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 37 号は、原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 37 号は議決することに決定いたしました。

◎ 報告事項（1）

寺岡教育長 次に報告事項に入ります。報告第 11 号 別府市社会教育委員の退任についてでございます。この件につきましての説明をお願いいたします。

社会教育課長 それでは 34 ページをご覧ください。報告第 11 号 別府市社会教育委員の退任につきましてご報告いたします。

社会教育委員は、別府市社会教育委員の設置に関する条例第 2 条第 2 項の規定により、学校教育・社会教育の関係者及び学識経験者から現在 14 名を教育委員会から委嘱しております。今回、学識経験者の新谷なをみ委員が、令和 3 年第 2 回市議会定例会において、別府市教育委員会の委員に任命されましたので、今回社会教育委員を退任いたしましたことをご報告させていただきます。なお、新谷委員の退任に伴う補充につきましては、改めて委嘱について提案させていただきたいと考えております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま社会教育課長より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

◎ その他（1）

【概要】 ※令和 3 年 8 月定例教育委員会の開催日程について、令和 3 年 8 月 26 日（木）17：00 より開催することが決まった。

◎ 別府市費負担職員人事案について ※非公開

寺岡教育長 ここからは非公開となります。関係者以外の方は申し訳ありませんが、ご退席をお願いいたします。

※関係者以外退席

寺岡教育長 それでは議事に戻ります。議事日程第3、議第34号 別府市費負担職員人事案についての説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 令和4年度使用別府市立学校教科用図書の採択について ※非公開

寺岡教育長 次に議事日程第5、議第36号 令和4年度使用別府市立学校教科用図書の採択についての説明をお願いいたします。

以下非公開

◎ 閉会

寺岡教育長 以上を持ちまして、令和3年7月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。